

# 概 要

## 調査の概要

### 医療機関の種類

- 1) 病院とは、医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 2) 一般診療所とは、医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
- 3) 歯科診療所とは、歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

なお、診療所には、医師法第 5 条の規定により医師又は歯科医師が往診のみによって診療に従事するもの及び沖縄県における介輔診療所（介輔診療所とは介輔が開設した診療所をいう。）を含む。

### 病院の種類

- 1) 精神病院 精神病床のみを有する病院
- 2) 結核療養所 結核病床のみを有する病院
- 3) 一般病院 上記以外の病院

（再掲）地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条）

（再掲）特定機能病院

高度の医療の提供、医療技術の開発、高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、そのような病院として適切な人員配置、構造設備等を有する病院として厚生労働大臣が承認した病院（医療法第 4 条の 2）

### 病床の種類

精神病床 : 精神疾患を有する者を入院させるための病床

感染症病床 : 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床

結核病床 : 結核の患者を入院させるための病床

療養病床 : 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床 : 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

経過的古その他の病床 : 旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第141号）の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成15年 8 月までの経過措置）

経過的古療養型病床群 : 「経過的古その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成15年 8 月までの経過措置）

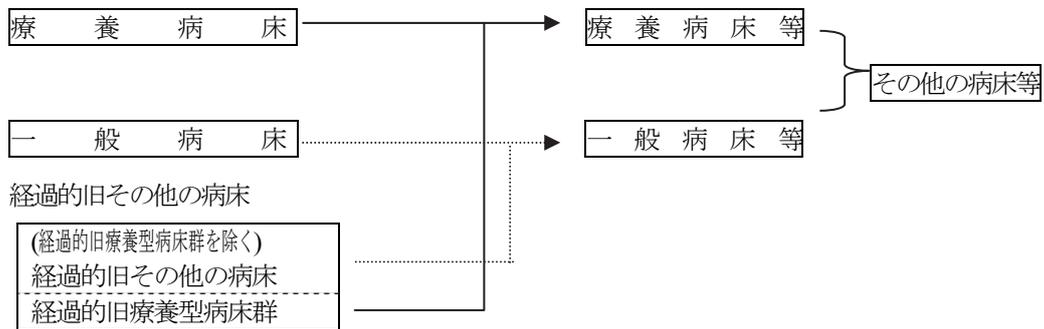
その他の病床等 : 療養病床、一般病床及び経過的古その他の病床（経過的古療養型病床群を含む。）

一般病床等 : 一般病床及び経過的古療養型病床群を除く経過的古その他の病床

療養病床等 : 療養病床及び経過的古療養型病床群

【医療法上の区分】

【本年報での表章】



**在院患者** 24時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

**新入院患者, 退院患者**

新たに入院した患者, 退院した患者をいい, 入院してその日のうちに退院した患者も含む。

**外来患者** 新来, 再来, 往診及び巡回診療患者の区別なく, すべてを合計したものをいい, 同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け, それぞれの科でカルテ(診療録)が作成された場合は, それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

$$\text{人口10万対施設(病床)数} = \frac{\text{施設(病床)数}}{\text{人口(10月1日)}} \times 100,000$$

$$\text{1日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数} (*)} \quad * \text{平成16年は366日}$$

$$\text{1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数} (*)} \quad * \text{平成16年は366日}$$

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月~12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月~12月の合計}} \times 100$$

$$\text{月末病床利用率} = \frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

**平均在院日数**

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

ただし、療養病床等については、次式による。

年間在院患者延数

$$1/2 \times \left[ \begin{array}{cc} \text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の} & \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の} \\ \text{病床から移された患者数} & \text{病床へ移された患者数} \end{array} \right]$$

「平均在院日数」とは、個々の病院における病床の利用状況を概括的に捉えた指標の一つであり、その病床の利用状況が定常状態にあることを前提として、在院しているものが全て入れ替わるまでの期間を表したものと考えている。

言い換えれば、ある人がある病院に入院したとき、その時点前後における病床の活用（回転）状況に従って受療、退院するとした場合にその者が退院するまでに想定される期間として、病床の利用状況を数量化した指標といえる。

## この項で使用した主な資料

### 医療施設調査

全国における医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするため、昭和 28 年以来、医療施設に対する調査（指定統計第 65 号）として昭和 47 年まで毎年未現在で調査されてきたが、昭和 48 年以後医療施設調査は静態調査と動態調査の 2 種類となった。

静態調査は 3 年ごとに実施されることとなり、その間の主な動き（開設・廃止・変更等）は動態調査によって把握されることとなった。

※ 第 6 表「一般診療所数（重複計上）、診療科目・市町村別」

一般診療所の診療科目の変更は動態調査の対象となっていないため、静態調査以降の診療科目の「変更」は計上されていない。（「開設・廃止」は計上している。）

### 医師・歯科医師・薬剤師調査

医師・歯科医師及び薬剤師について、性・年齢・業務の種別・従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等の実態を把握するために医師は医師法、歯科医師は歯科医師法、薬剤師は薬剤師法の規定による保健所への届出をもとに作成するものである。

なお、昭和 57 年までは毎年 12 月 31 日現在、同年以降は 2 年ごとに実施している。

### 病院報告

医療法に基づいて病院の実態と患者の利用状況を把握するために、すべての病院について医療施設管理者の自計により報告される表式調査である。

報告事項は病院の種類・規模・利用患者数・病床利用状況等である。

なお、平成 10 年 4 月からは、療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めることになった。

## 利用上の注意

1 平成 13 年 3 月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床」（療養型病床群を含む。）は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成 15 年 9 月から病床の種別は「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」に改められた。

2 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目がありえない場合	・
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

3 人口 10 万対比率算出のために用いた人口は、国・県については「平成 16 年 10 月 1 日現在推計人口」（総務省統計局）、市町村人口については、「平成 16 年茨城県の人口」（茨城県企画部統計課）を用いた。